



# 第 6 回会合の追加質問及び回答

---

令和 6 年 5 月 27 日  
事務局

（日本電信電話株式会社への質問）

問 NTT持株で実施したい業務について、電気通信業務は含まず「主に研究成果の事業化」とのことだが、一般的に、研究開発から事業実施までどのようなフローがあり、研究成果の事業化はどのフェーズに当たるか、また、研究成果の事業化で想定している事例について、改めてご教示いただきたい。

（日本電信電話株式会社の回答）

- NTTグループにおいては、「基礎研究」、「実用化開発（応用研究）・事業化」、「事業拡大」というフローがあり、それぞれ以下の定義です。
  - ✓ 「基礎研究」は、10年以上先の将来を見据え、世の中で必要となり得る基礎技術を創出・改良すること
  - ✓ 「実用化開発・事業化」は、基礎技術を用いて、実際の商品・サービスを開発すること、及び商品・サービスの市場展開に向けて継続的に改良すること
  - ✓ 「事業拡大」は、開発した商品・サービスの効率的・効果的な生産ライン・流通経路・販売チャネル等を確保しながら、競争事業者や代替品との差別化を図り、収益・利益を拡大していくこと
- 当社が要望する「研究成果の事業化」は、主に「実用化開発・事業化」のフェーズについて申し上げます。
- また、将来的な事業化が考えられる事例については、例えば以下のようなものがあります。これらは、グループ会社・外部のパートナーで事業化を担うことができない場合、新しく子会社を作らない限りは事業化に進めず、社会実装できないおそれがあります
  - ✓ 人工光合成
    - 半導体光触媒と二酸化炭素を還元する金属触媒を電極として組み合わせた人工光合成デバイスを作製し、CO2を削減する技術
  - ✓ 落雷制御・雷充電
    - ドローンが落雷を安全な場所に導くことで、人や重要インフラへの落雷被害を防ぐことに加え、落雷を充電装置に送り、エネルギーとして活用する技術

## （日本電信電話株式会社への質問）

問 「研究成果の事業化」をNTT持株で行う目的は「死の谷」を越えるためとのことだが、「死の谷」とは具体的にどのような段階を指すのか。また、「死の谷」を越えるためであっても本来業務等への支障があってはならないため、「死の谷」を越えるためにどこまでリスクを取ってよいのかといった判断基準や、「死の谷」を越えたかどうかの判断基準について、どのように設定することが望ましいと考えているのかご教示いただきたい。また、「死の谷」を越えた後はNTT持株では行わない考えと理解してよいか。

## （日本電信電話株式会社の回答）

- 当社としては、「死の谷」は、基礎研究成果を、実用化開発・事業化していく際の障壁を意図しています。
- 「死の谷」に陥るケースは以下のようなケースが考えられますが、現在のNTT持株の業務範囲規制では、研究所が持株会社に属しているにも関わらず、NTT持株自ら事業化までの助走をつけることができず、「死の谷」を越えられないことがあるため、見直していただきたいと思います。
  - ✓ グループ会社・外部のパートナーで扱うことが難しい新たな技術等を活用した商品・サービスについては、NTT持株において、より実践的な有償での実証実験等の報酬を得る事業行為ができないことから、事業化にあたり子会社を新設せざるを得ず、事業化に向けた初期段階からコスト等が大幅に増大すること（社会実装に向けたスピードが遅くなり、また、子会社の新設に至らない場合は社会実装自体ができない）
  - ✓ グループ会社・外部のパートナーが事業化を担ったものの、改善する技術力を持っていない場合、NTT持株は商品・サービス改良等を直接担うことができないことから、売れる商品を生み出せないまま、結果として研究所の基礎研究成果が十分に社会実装できない場合があること
- なお、NTT持株が事業を実施することで、「NTT東西による線路敷設基盤や地域電気通信役務の安定的な提供に懸念が生じる」といった声がありますが、以下の点を踏まえれば、そうした懸念は当たらないと考えます。
  - ✓ 当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等を向上するとともに、当社の事業成長も達成し、さらなる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして研究開発を実施しており、持株での事業化はそのサイクルの一環として、基礎技術のマネタイズや社会実装を促進するものであること
  - ✓ 現在でも、当社は事業化に向けて子会社化や出資等の手段でキャッシュを投下しており、NTT持株で事業化する場合は当該キャッシュを持株の内部に投下することとなるが、持株本体/子会社のいずれでやるかによって、リスクの大小や投下するキャッシュの大小が変わるものではない
- 「死の谷」を越え、事業としての助走が完了し「事業拡大」に向けたフェーズに入り、グループ会社や外部のパートナーでその事業を引き継いでいただけることになれば、以降はグループ会社やパートナーでの実施を想定しております。

（日本電信電話株式会社への質問）

問 NTT持株で実施したい業務について、研究成果の事業化以外の非電気通信業務を行う考えはあるのか。ある場合は、具体的にどのような業務を想定しているのか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 将来的に研究成果を活用した事業以外についても、NTT持株で事業化することが経済合理性等の観点から最も適切であると判断された場合には検討することもあり得ますが、現時点で具体的な分野を想定しているものではありません。

（日本電信電話株式会社への質問）

問 研究成果の事業化について、現在でもNTTソリティ等の子会社で実施しているとのことだが、持株で行わなければ解決できないような支障が生じているのか。また、持株で実施する必要性について、改めて具体的にご説明いただきたい。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 研究成果の事業化を持株で実施できないことによって、以下のような支障が生じています。
  - ✓ グループ会社・外部のパートナーで扱うことが難しい新たな技術等を活用した商品・サービスについては、NTT持株において、より実践的な有償での実証実験等の報酬を得る事業行為ができないことから、事業化にあたり子会社を新設せざるを得ず、事業化に向けた初期段階からコスト等が大幅に増大すること（社会実装に向けたスピードが遅くなり、また、子会社の新設に至らない場合は社会実装自体ができない）
    - 開発・マーケティング・経営企画・総務人事・財務・法務等の人的コストが必要
    - 技術の検証や改良に必要な設備・システム等を重複して設置するため分割損が発生
    - 子会社を設立することに伴う、登記等の事務的コストが発生
  - ✓ グループ会社・外部のパートナーが事業化を担ったものの、改善する技術力を持っていない場合、NTT持株は商品・サービス改良等を直接担うことができないことから、売れる商品を生み出せないまま、結果として研究所の基礎研究成果が十分に社会実装できない場合があること
  - ✓ 人的資産の分断に伴って技術ノウハウの分断が生じ、基礎研究成果の活用が限定的となること
- また、NTT法の縛りを受けないグループ会社で事業を行えば良いとの指摘がありましたが、NTT持株が基礎研究をすることが前提である以上は、同じ主体（NTT持株）が死の谷を越えるまで助走した方が、より円滑な事業化が可能になると考えます。

（全オブザーバへの質問）

問 NTT持株の「研究成果の事業化」等の実施に当たって、本来業務や公正競争に支障がないことを事前に検証することについて、どう考えるか。事前に検証すべきと考える場合、事業をどのような範囲で可能とし、どのような要件を課すべきか。また、個別に検証すべきか、ある程度類型的に検証すべきかなど、検証の方法をどう考えるか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- NTT持株での「研究成果の事業化」等の実施にあたっては、以下の観点から、事前の検証は困難であると考えます。
  - ✓ 「基礎研究成果をどのようなマーケットでどのように商品化・サービス化していくのか」といった情報は、事業戦略において最も機微な情報であり、対外的に開示すべきものではないこと
  - ✓ 「研究成果の事業化」は新たな市場を形成する商品・サービスや、新たな機能・価値の提供であることが前提であり、事業化にあたってはテストマーケティング的なアプローチを行うこととなるため、事前に市場への影響等を推し量ることは困難であること
- したがって、検証を行うのであれば、事後的に市場の競争状況を検証することで十分であり、仮に不当な競争が行われていると考えられる場合は、是正する仕組みとしていくことが考えられます。
- なお、NTT持株が自ら実施する「研究成果の事業化」は、電気通信以外での事業を想定（電気通信事業であれば、シナジーがある既存の主要子会社での実施を想定）しており、電気通信市場以外の事後検証については、各市場によって、検証主体、検証の場、検証制度・仕組みは変わるものであり、一元的に検証可能かどうかを含め慎重な検討が必要と考えます。



## （KDDI株式会社の回答）

- 「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTTに対して、公正競争条件を担保するとともに役務の安定的な提供を確保するためにも、NTT東西だけでなくNTT持株の事業領域に制限をかける（＝経営の自由という私権を制限する）必要があり、これまで同様、「NTT法」で制限されるべき。
- また、「研究開発成果の事業化」を実施する場合であっても、事業会社の新設又はNTTグループ内の既存事業会社による実施で目的は十分に達せられ、NTT持株が実施する必要性は無い。
- 仮に、NTT持株が「研究開発成果の事業化」を実施すると以下の懸念がある。
  - 半導体投資等の事業失敗の損失補填のため「特別な資産」が譲渡されることにより、必要不可欠な通信手段を安定的に提供できなくなるおそれ（国民の生活基盤のリスクや経済・産業基盤のリスク）
  - NTT持株の研究成果の事業化により、当該成果を活用した事業が公正競争に影響を及ぼすおそれ
- なお、NTT持株による「研究開発成果の事業化」の形態をあらかじめ類型化して想定することは困難であり、公正競争に与える影響について事前に検証し、適切に評価することはできない。

## （ソフトバンク株式会社の回答）

- NTT持株はNTT東西の株式の総数を保有する会社である以上、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ることを第一としその業務は最小限とすべきです。NTT持株の業務範囲の拡大は、本業以外への傾倒や新たな事業による損失の可能性等を高め、本来業務及び公正競争への影響（本来業務のサービス品質の低下や特別な資産の売却等につながるほか、事業会社において公平性が求められる行為についてNTTグループ優遇を行わせるインセンティブを高める等）が考えられることから認めるべきではないと考えます。
- なお、「研究成果の事業化」等については、NTT持株が事業化をせずとも、特殊会社ではない他のNTTグループ会社において実施可能であり、持株が事業化等を行う必要性はないと考えます。

## （楽天モバイル株式会社の回答）

- 「特別な資産」を承継したNTTの最大の責務は、NTT法に定められる本来業務（安定的な通信サービスの提供）と認識。
- NTT持株殿の「研究成果の事業化」等の事業の実施に際しては、公正競争の確保の観点のみならず、安定的な通信サービスの提供への影響の有無について、透明性・実効性のある事前検証を個別に実施し、懸念が十分に解消されていることを確認する必要があると考える。

## （一般社団法人テレコムサービス協会の回答）

- NTT持株がドミナント事業者である第一種・第二種指定事業者をグループ内傘下にもつことを考えれば、およそ電気通信事業にかかわる研究成果の事業化について、公正競争に影響がないとまでは言い切れないとの理解です。第6回会合で現状、NTT持株が事業を行うことは容認されていないところ、まずはその是非について議論が必要ではないか。  
また、仮にNTT持株が実施している基礎研究の事業化を検討する場合は、将来、電気通信事業と関連する可能性も考慮した上で、公正競争への影響が生じないか慎重に検証することが必要ではないか。

## （一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の回答）

- 持株殿の研究成果の事業化については本来業務や公正競争に支障がないことを事前に検証する事は必要と考えます。東西殿の業務範囲に関わるものについて個別に認可ないし届出等の方法により検証されるべきですが、NTT東西殿のブランド力、営業力を背景として他の事業者（ISP事業者及びIT関連事業者等）の事業機会を奪う懸念があるもの、例えばNTT東西殿が事業化する新たなサービスとグループ会社のISPサービスを組み合わせトータルソリューションとして提供、あるいは比較優位な料金で営業する等を含め検証の対象と考えます。

## （一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の回答）

- NTT持株会社の業務範囲は明確に定義されるべきであり、研究開発の事業化の範囲という考え方ではなく、本来業務の内容追加が妥当であるかどうかという尺度で判断されるべきと考えます。研究開発のテーマに制限はかけられておらず、これらの成果の事業化を認めた場合、任意の事業の開始をNTT持株会社に認めることとなるため、慎重であるべきと考えます。



（日本電信電話株式会社への質問）

問 NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向禁止の見直しを訴えているが、この在籍出向禁止によって現在経営上どのような問題が起きているのか、また、見直しが実現した場合、どのような効果が期待されているのか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 当社とNTTデータ・NTTドコモ（本問において、以下、各社）間で在籍出向も用いながら、人員交流を活性化させることで、当社において、各社の幅広い事業分野に精通した人員を増やし、グループ運営をより円滑にしていきたいと考えています。
- したがって、NTT持株と各社間の在籍出向禁止については、見直していただきたいと思います。
- なお、公正競争に与える影響が大きいと考えられる、NTT東西とNTTドコモ、NTTコム、NTTデータグループ、NTTデータとの間の在籍出向禁止については、引き続き、遵守していく考えです。

（日本電信電話株式会社への質問）

問 共同調達について、ガイドラインによって一部認められているものの、可能となる対象に役務等の商材を追加してほしいということだが、具体的にどのようなものを想定しており、なぜそれらを追加する必要があると考えているのか。また、その見直しによる「公正競争」への影響や、ユーザへのメリットについて、どう考えているのか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 旧NTTと分離会社（ドコモ、コム、データ、コムウェア）間の共同調達については、2020年に例外的に認められましたが、対象資材が電子計算機や通信装置等に限定されているため、さらなるコスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、共同調達の対象資材の制限を撤廃いただきたいと思います。
- これまでも不断のコスト削減を実施してきているものの、現在の制約の下でのコスト削減は限界を迎えており、加えて物価高騰や労務費の上昇等の影響もある中、安定的なサービスの提供のためには、コスト削減余地を拡大させることが必要です。  
例えば、電気通信における建設工事・保守の委託といった役務契約の分野や、工具や保安部品、消耗品等の物品類については共同調達の対象外であることから、これらについても対象としていただきたいと思います。
- また、引き続き、他事業者からの参加が可能なスキームを確保してまいりたいと考えております。

（全オブザーバへの質問）

問 累次の公正競争条件は7つに大別されるが、その7つそれぞれについて個別に、今日的にも維持又は強化すべきか、廃止してもよいと考えるか。また、新たに追加すべき類型があるか。市場環境の変化等を踏まえ、現在における公正競争上の懸念の有無や、ある場合は具体的にどのようなことが懸念されるかといった考えについて、それぞれ理由等も含めてお示しいただきたい。

（日本電信電話株式会社の回答）

- ・ 累次の公正競争条件について、電気通信事業法上の第一種指定電気通信設備規制や禁止行為規制においても、規律されているものはNTT東西として引き続き、遵守していく考えですが、すでに法定化されている条件については、累次の公正競争条件として、維持する意義はなくなっていると考えます。

＜NTT東西によるネットワークの公平な提供＞

- ・ ネットワークの公平な提供については、当該条件が設定された後の電気通信事業法の改正によって、第一種指定電気通信設備規制、禁止行為規制として改めて規律されたものと認識しています。NTT東西としては、当該規律を引き続き遵守していく考えです。

＜各種取引条件等の公平性の担保＞

- ・ NTT持株とNTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア間（本問において、以下、各社）に対する各種取引条件等の公平性の担保について、当該条件が制定された当時の旧NTTが、独占的な電気通信事業を行っており、市場における支配的な地位にある事業者との取引を通じた、不当な優遇等を防止する観点から、規律されたものと考えます。
- ・ しかしながら、現在、NTT持株は電気通信事業を行っておらず、また、今後も電気通信事業を行う考えがないことから、NTT持株と各社間の条件を見直したとしても、公正競争上の問題は起こらないものと考えます。
- ・ したがって、NTT持株から各社に対する各種取引条件等の公平性の担保については、不要と考えます。
- ・ なお、NTT東西から各社に対する各種取引条件の公平性の担保については、電気通信事業法に則り、引き続き、遵守していく考えです。

## ＜在籍出向および役員兼任の禁止＞

- 当社とNTTデータ・NTTドコモ（本間において、以下、各社）間で在籍出向も用いながら、人員交流を活性化させることで、当社において、各社の幅広い事業分野に精通した人員を増やし、グループ運営をより円滑にしていきたいと考えています。
- したがって、NTT持株と各社間の在籍出向禁止については、見直していただきたいと思います。
- なお、当該条件が制定された当時は旧NTTにおいて、独占的な電気通信事業を行っており、市場における支配的な地位にある事業者との間における情報流通を通じた、不当な優遇等を防止する観点から、規律されたものと考えます。
- しかしながら、現在、NTT持株は電気通信事業を行っておらず、また、今後も電気通信事業を行う考えがないことから、NTT持株と各社間の在籍出向の禁止について、見直したとしても、公正競争上の問題は起こらないものと考えます。
- また、公正競争に与える影響の大きいと考えられる、NTT東西とNTTドコモ、NTTコム、NTTデータグループ、NTTデータとの間の在籍出向禁止については、引き続き、遵守していく考えです。

## ＜独立した営業部門の設置＞

- NTT東西としては、NTTコムとの間で独立した営業部門を設置し、また、電気通信事業法の禁止行為規制において、すでにNTTコムからの電気通信役務等の販売受諾において、NTTコムを優遇しないことが規定されており、NTT東西としては、当該規律を引き続き遵守していく考えです。

## ＜顧客情報その他の情報の公平な提供＞

- NTT東西のサービスに係る顧客情報データベースとNTTコムのサービスに係る顧客情報データベースは2003年第3四半期までにシステム共用の解消を図り、データベースの分離が完了しております。また、電気通信事業法の禁止行為において、NTT東西は電気通信業務について、特定の事業者を不当に優先的な取扱いをすることや利益を与えないことが規定されており、NTT東西としては、当該規律を引き続き遵守する考えです。

## <共同資材調達への扱い>

- 旧NTTと分離会社（ドコモ、コム、データ、コムウェア）間の共同調達については、2020年に例外的に認められましたが、対象資材が電子計算機や通信装置等に限定されているため、さらなるコスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、共同調達の対象資材の制限を撤廃いただきたいと思います。
- これまでも不断のコスト削減を実施してきているものの、現在の制約の下でのコスト削減は限界を迎えており、加えて物価高騰や労務費の上昇等の影響もある中、安定的なサービスの提供のためには、コスト削減余地を拡大させることが必要です。  
例えば、電気通信における建設工事・保守の委託といった役務契約の分野や、工具や保安部品、消耗品等の物品類については共同調達の対象外であることから、これらについても対象としていただきたいと思います。
- また、引き続き、他事業者からの参加が可能なスキームを確保してまいりたいと考えております。

## <研究開発成果の公平な開示等>

- 先般NTT法が改正され、研究開発の普及・推進責務が撤廃されたことに伴い、見直されるものと考えます。



## （KDDI株式会社の回答）

- 競争促進政策には、接続ルール等の非構造的措置とNTTの巨大性・独占性を踏まえた各種事業の資本分離等の構造的措置の両輪が必要であり、累次の公正競争条件は、構造的措置の担保のために必要。
- 累次の公正競争条件は、総務省からの要請等にとどまっており、法的安定性の担保やその実効性確保が十分ではないため、NTT法により法的位置づけを与えるべき。現に、NTTドコモの分離は、公正競争を担保するために構造的措置を取り、資本比率の低下が求められたにもかかわらず、その構造的措置に法的根拠が無かったために、なし崩し的にNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化が実施されたことは制度的な課題と認識。
- また、引き続き、公正競争環境を担保するための適正な運用※が行われることが必要。  
※例えば、共同調達について、特定の資材において、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがある場合は、共同調達が例外的に認められる資材から除外する運用や指針の全ての規定をもって公正競争を阻害しないかどうか判断される運用が必要
- 市場環境の変化等を踏まえると、「特別な資産」の売却の可能性は否定できず、「NTT東西によるネットー枠の公平な提供」に影響を及ぼすおそれがあるため、NTT法改正等によって規律を強化し、「特別な資産」を保護すべき。
- なお、新たに追加すべき類型としては、構造的措置が形骸化しないよう分離会社の再統合を禁止する規律が必要。

## （ソフトバンク株式会社の回答）

- ・ 累次の公正競争条件は、市場環境の変化等を踏まえた見直しを否定するものではないものの、分社・再編時に承継した旧公社時代の資産や市場支配力に起因して策定されたものであり、各種行為に関する規律のみならず、人的・物的・財務的な分離を図る構造的な規律も含んでいることから、基本的には引き続き遵守されるべき規定と考えます。
- ・ 以下に7つの類型について意見します。
  - （1）NTT東西によるネットワークの公平な提供 及び （5）顧客情報その他の情報の提供の公平な提供
  - ・ 既に事業法において規律（禁止行為規制・接続ルール等）が存在しますが、NTT東西とグループ会社間に資本関係がある以上、提供条件が形式的な公平にとどまりグループ優位な提供がなされる懸念があり、引き続き規律が必要と考えます。
  - ・ また、（1）については、当該類型に含まれるもののうち、NTT東西とNTTドコモ間での別個の伝送路の構築については事業法での規律が存在しないことから、このような規律を担保する観点でも公正競争条件での担保が必要と考えます。
  - （2）各種取引条件等の公平性の担保
  - ・ 既に事業法において規律（禁止行為規制・接続ルール等）が存在しますが、グループ内での内部補助により、同じ条件でもグループ優位になる懸念があり、こうした取引は事業法での規律（補助の禁止）が存在しないことから、引き続き規律が必要と考えます。
  - ・ また、NTT持株はそもそも事業法の適用を受けないことから、独占性の弊害を排除する観点で引き続き公正競争条件での担保が必要と考えます。
  - （3）在籍出向及び役員兼任の禁止
  - ・ グループ内の人の流動は、グループ会社間の各種情報（接続情報等）の流通につながるほか、接続規制・行為規制等、各種規制遵守のインセンティブや効果が希薄となるおそれがあることから、NTTグループ内における異動の実態を踏まえ、事業法の実効性確保のためにも維持または強化を検討すべきと考えます。
  - （4）独立した営業部門の設置
  - ・ NTT東西の取引に関する公平性を構造的に確保すべく、独立した営業部門設置の対象をNTTコミュニケーションズのみならず拡大（NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTデータへ拡大）すべきと考えます。
  - （6）共同資材調達の扱い
  - ・ 共同調達は、巨大な購買力の行使のほか、共同調達に至る過程においてネットワーク情報の流通や設備仕様のNTTグループ最適化等が進む可能性があり、他の事業者との公正競争に影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き規定を維持すべきと考えます。
  - （7）研究開発成果の公平な開示等
  - ・ 研究開発に関する責務規定が廃止された趣旨を踏まえ、公正競争条件からも除くことで良いと考えますが、責務廃止の影響も含む継続的な事後検証の実施は必須と考えます。
- （その他の類型・規律について）
- ・ ドコモ・データの出資比率の低下に関する規定の廃止は、NTTグループに対する各種行為規制が機能することが前提に許容されたものである以上、行為規制の遵守が不十分な場合にはこれら会社への出資比率の低下を改めて求める旨を明確化すべきと考えます。
- ・ 加えて、NTT法及び本公正競争条件で確保される各種構造規制の形骸化を防ぎ公正な競争を確保するため、少なくとも旧分離会社（NTT東西・NTTデータ・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア）に関する再編は事前審査や認可の手続きを実施すべきであり、また、当該再編はグループ内の再編につき企業結合審査の対象外となることから、公正競争条件における規律が必要と考えます。

（楽天モバイル株式会社の回答）

- NTTグループに課されている累次の公正競争条件については、今日的には強化すべきと考える。
- NTT持株によるドコモの完全子会社化や、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズおよびNTTコムウェアの子会社化等のグループ内再編については、累次の公正競争が定める規制の潜脱の可能性について十分な検証がなされないまま実行されたと認識。
- 「大NTTの復活」（事実上の一体化）を背景とした、次世代ネットワーク基盤の構築、海外展開の利益・ノウハウのNTTグループ内に還元による市場支配力の増大等、NTTグループの不当な競争力拡大、ひいては公正競争の阻害の懸念があることから、累次の公正競争条件のうち、特に「ネットワークの公平な提供」「各種取引条件等の公平性の確保」「独立した営業部門の設置」「顧客情報その他の情報の公平な提供」は、より実効性のある規律に強化すべきと考える。

（一般社団法人テレコムサービス協会の回答）

- 個別の公正競争条件については、いずれもNTT東西・NTT持株を軸としたNTTグループ内の規律であり、これらの3社の占める競争上の地位（ドミナント事業者である第一種指定事業者、およびその特定関係法人たる親会社）が今日的にも不変であることから、規制を緩和する必要はないものと考えます。

（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の回答）

- 「研究開発成果の公平な開示等」については廃止も含め検討し、「共同資材調達の扱い」は公正競争上に及ぼす懸念をさらに見極める必要があり、それ以外の（NTT東西殿及び持株殿とNTTドコモ殿、NTTコム殿等）「NTT東西殿によるネットワークの公平な提供」、「各種取引条件等の公平性の確保」、「独立した営業部門の設置」、「顧客情報その他の情報の公平な提供」については、グループ企業の優遇を行わないことはNTT東西殿がISP事業に参入しないこととする公正競争条件の効果を確保するためには不可欠なものであり、今後も維持されることが必要と考えます。

（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の回答）

- 市場環境の変化を踏まえると、7つの公正競争条件の維持と遵守徹底の強化を図るべきであると考えます。線路敷設基盤の利用申請における透明性・迅速化の問題、NTTグループによる一体営業の問題など、合併や再編を繰り返す中で、グループ内事業者と他事業者との公平性が担保されないような問題が進行することを危惧します。
- 線路敷設基盤の公平な利用について、利用可否判断の透明化、NTTグループ内と他事業者間での申請～利用許可までの公正の担保、NTT以外の電力事業者やケーブルテレビ事業者などへの公平な取り扱いの担保、整備計画の公表などを義務付けることが必要と考えます。
- また、集合住宅への光ファイバー導入時に、全戸加入型の固定インターネットとテレビ受信サービスを一体で営業するなどの例が見られており、NTTグループ内での営業面でのファイアウォールなど公正競争条件の遵守徹底が求められます。

（全オブザーバへの質問）

問 NTTグループに対する累次の公正競争条件を検証の対象として法定化することが一つの考え方という意見もあったが、検証の対象として法定化する場合、検証の場、手法、内容等の在り方について、どのように考えるか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 累次の公正競争条件の内、時代の変化を踏まえ、「NTT持株とNTTドコモ、NTTデータ間の在籍出向の禁止」および「NTT持株とNTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア間の各種取引条件等の公平性の担保」については見直しをしていただきたいと思います。
- 累次の公正競争条件について、電気通信事業法上の第一種指定電気通信設備規制や禁止行為規制においても、規律されているものはNTT東西として引き続き、遵守していく考えですが、すでに法定化されている条件については、累次の公正競争条件として、維持する意義はなくなっていると考えます。
- 加えて、累次の公正競争条件の内、電気通信事業法に規定されていない条件を法定化することを検討する際には、電気通信市場の公正競争に与える具体的な影響等を議論した上で、法定化の必要性の有無を慎重に見極めていくことが必要と考えます。
- なお、当社としてはこれまで通り、総務省の市場検証会議における検証等に協力していく考えです。



## （KDDI株式会社の回答）

- 累次の公正競争条件は、総務省からの要請等にとどまっており、法的安定性の担保やその実効性確保が十分ではないため、NTT法により法的位置づけを与えるべき。現に、NTTドコモの分離は、公正競争を担保するために構造的措置を取り、資本比率の低下が求められたにもかかわらず、その構造的措置に法的根拠が無かったために、なし崩し的にNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化が実施されたことは制度的な課題と認識。
- NTT法改正の有無にかかわらず、「特別な資産」を保有し公社時代の有形・無形の資産を承継する以上、特殊会社であるNTTに関する公正競争条件等を含むNTTの在り方を議論する場を設けるべき。例えば、本通信政策特別委員会や同様のNTTグループに関する公正競争を議論する場を新設してはどうか。
- また、事前規制（届出ではなく認可）であるべき。

## （ソフトバンク株式会社の回答）

- 累次の公正競争条件については、反故にされることのないよう、法的安定性や実効性が確保できていないものについて法定化すべきと考えます。
- 検証の場としては、電気通信市場検証会議や、本通信政策特別委員会及び各WG等が考えられますが、検証結果に基づきNTTグループに対して実効的な措置を講じられる場であることが必要です。（仮に、電気通信市場検証会議を活用する場合は、実効性のある検証や措置を求めることが可能なよう、会議の位置づけを改める必要があるとの認識です。）
- 検証の手法については、法令遵守措置にかかる報告の範囲を適切に定めた上で、その報告の粒度を検証可能な単位に細かくすることが必要です。
- 加えて、監査の信頼性の向上・NTT東西の規制遵守のインセンティブ向上・グループの一体的な監査の実施・第三者機関による改善策の提示が可能といった点を踏まえ、第三者機関による外部監査も検討すべきと考えます。



（楽天モバイル株式会社の回答）

- NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化や、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズおよびNTTコムウェアの子会社化等のグループ再編については、累次の公正競争条件が定める規制の潜脱の可能性について十分な検証がなされないまま実行されたと認識。
- NTTグループに対する累次の公正競争条件を検証の対象として法定化するに際しては、十分な検証が事前に、透明性のある形で行われることを規定すべきと考える。また、当該検証に基づき、公正競争上の懸念が十分に解消されていることを確認する等、実効性を担保した規律を検討いただくことが必要と考える。

（一般社団法人テレコムサービス協会の回答）

回答なし

（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の回答）

- 検証会議のような会議体により、総務省殿及び有識者からなる構成員及び関係事業者からなるオブザーバーにより年1回以上の定期的な検証を行うとともに、対象となる事象が生じる可能性のある際には、ロックイン効果による公正競争の阻害を回避すべくNTTグループから総務省への事前の報告を義務化し、適宜検証が行われるべきと考えます。

（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の回答）

- 7つの公正競争条件に関して、現行の市場検証会議の枠組みにおいて、それぞれ公平性が保たれているかをNTTおよび他事業者への定期的なヒアリングを行い、検証することが適当であると考えます。また、公正競争の確保上問題点が見つかった場合は、市場検証会議の結果や改善に強制力を持たせるため、法定化すること必要になると考えます。

（全オブザーバへの質問）

問 グループ内再編について、事前審査が必要との意見があったが、グループ内再編（合併、出資比率や出資関係の変更等）が自由に行われた場合、それぞれの再編の形式（合併、出資比率や出資関係の変更等）、また、再編の程度（出資比率や審査対象となる規模感）等に応じ、それぞれ公正競争の観点からどのような問題が生じ得ると考えるか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- ・ 当社として、公正競争に与える影響の大きい、NTT東西とNTTドコモの統合またはNTT東西がISP事業に進出することにつながるような再編を行う考えはありません。（担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西とNTTドコモの統合、NTT東西がISP事業に進出することにつながるような再編の禁止を規定することも考えられます。）
- ・ グループ内再編に係る事前審査までは不要であり、市場検証会議において事後的に検証し、仮に公正競争上問題があると認められる場合には、是正する仕組みとすることで対応していくべきと考えます。
- ・ なお、当該検証については、電気通信市場全体の公正競争の確保という観点から、主要通信事業者全体を対象とすべきと考えます。

（KDDI株式会社の回答）

- ・ 一般的に、グループ内再編は公正競争に影響を与えないため、公取委による企業結合審査及び電気通信事業法による登録の更新の対象外である認識。
- ・ ただし、政策的に分離・分割してきたNTTグループの再編には特別な規律が必要。現に、NTTドコモの分離は、公正競争を担保するために構造的措置を取り、資本比率の低下が求められたにもかかわらず、その構造的措置に法的根拠が無かったために、なし崩し的にNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化が実施されたことは制度的な課題と認識。
- ・ また、公正競争環境の担保のためには、電気通信事業者かどうかに関わらず、NTT持株、NTT東西、NTTデータ、NTTドコモ、NTTコム、NTTコムウェアが関係するNTTグループの再編をその規律対象とすべき。
- ・ なお、再編の形式や程度に関係なく、競争環境に影響を及ぼすかどうかを事前に且つ個別に検証すべき。

## （ソフトバンク株式会社の回答）

- グループ内の再編については企業結合審査の対象外となる認識であるものの、NTTは旧公社時代の資産や市場支配力に起因し分社・再編されてきた特殊会社であることから、NTTのグループ内再編については以下のような懸念が存在すると考えます。
  - ✓ 人的・物的・財務的な一体化、グループ最適化への志向が強まりグループ一体経営が進行する懸念
  - ✓ 現存する「行為規制」「接続規制」等を遵守するインセンティブ低下
  - ✓ グループ一体化の促進による一部の規制の機能不全、規制対象の企業体がグループ内の別会社を活用することで「潜脱的行為」が行われやすくなる恐れ
- 上記懸念が存在すること、また、直近ではNTTドコモの完全子会社化が実施され、当時の累次の公正競争条件の一部が機能しなかった実例もあることから、少なくとも旧分離会社（NTT東西・NTTデータ・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア）に関する再編は事前審査や認可の手続きを実施すべきと考えます。
- なお、再編の形態については、例えば旧分離会社の資本関係に伴う再編や、事業移管による組織再編などが一例として想定されるものの、競争環境に影響を及ぼすか否かは個別具体的な審査が必要と考えます。

## （楽天モバイル株式会社の回答）

- 「特別な資産」を承継していることから累次の公正競争条件を課せられているNTTグループの再編については、再編の形式・程度によらず、当該再編が公正競争上の影響を及ぼし得る懸念があることから、透明性・実効性のある事前審査が必要。
- NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化や、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズおよびNTTコムウェアの子会社化等のグループ内再編については、累次の公正競争条件が定める規制の潜脱の可能性について、十分な検証がなされないまま実行されたと認識。
- なお、「特別な資産」を承継していないNTTグループ以外の事業者におけるグループ内再編については、公正競争上の問題は生じ得ないとする。

（一般社団法人テレコムサービス協会の回答）

- グループ内再編は、グループ全体で見た時の市場シェアに影響をするものではないため、規律の必要はないとの整理であると承知しているが、公正競争を考えたときにシェア以外の要素が影響することが考えられるものです。現に一部MNOは、第二種指定が2019年に行われるとほぼ同時にMVNO事業をグループ内のMNOに事業譲渡し、その結果、事業者間に本来適用されるべき第二種指定事業者に係る公正競争上の規律（接続約款の届け出義務、接続約款以外の条件での接続禁止）の適用がなされなくなり独立系のMVNOとの公正競争が確保されていることの検証が困難となったことが記憶に新しいところです（2018年「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」における「ミルク補給」の議論）。この観点から、NTTに限らず、市場支配的事業者（第一種、第二種指定事業者）に係る合併、事業譲渡の際には、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることが必要不可欠であると考えます。

（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の回答）

- 公正競争の観点から規制される事項をグループ内の資本政策の見直し等により回避できる可能性があり得ること。仮に公正競争の観点から規制の対象と考えられる再編等を想定し、規制対象としてリストアップしてもテクニカルに回避できる可能性があり得ると考えます。通信事業の特性からロックイン効果が発生しやすいため、公正競争維持のためには事前の審査が必要と考えます。

（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の回答）

- 公の資産を承継した線路敷設基盤は他社の参入が禁止されていた時期に全国的な整備が整っており、これをもとに敷設された光ファイバーは独占的なシェアを有しています。これらの資産を他社と競争する上で利用された場合、他社と比べ圧倒的優位に立つこととなり、市場競争は成立しえないと考えられ、公正競争の観点から慎重に扱う必要があります。
- 現状においても、NTT持ち株の資本・人事管理の下で事業運営が行われており、各子会社間の業務の完全な分離には至っていないと考えられます。例えば、集合住宅などへの光ファイバー導入時に、NTTグループでインターネット接続サービスと放送サービスを一括で提供するなどの営業活動があげられます。独占的シェアを有する光ファイバーと他の商品のセットにした営業、割引等の行為は他社との競争上圧倒的に優位に立つこととなり、これらを可能とする組織再編は予防されるような制度設計が必要と考えます。